

保護者の皆様へ

京都市幼保総合支援室
区役所・支所子どもはぐくみ室

令和6年4月の保育利用内容を変更される方へ

保育が必要な理由や保育利用時間を変更される場合、通常、変更手続きの締切日は前月20日としていますが、令和6年4月に関しては、事務処理の都合上、例月より早く設定させていただきます。

4月からきょうだいの利用開始に伴い、保育利用内容を変更される場合は、別途手続きを御案内します。御協力よろしくお願いたします。

提出締切日

令和6年3月1日（金）

（締切日に間に合わない場合は、令和6年3月15日（金）までお住まいの地域の区役所・支所で受付を行いますが、早めの御提出をお願いいたします。）

変更内容（例）	必要書類
○ 分園から本園に児童の在籍区分が変わる場合	利用開始届
○ 保育必要量（標・短）や保育要件など教育・保育給付認定の内容に変更がある場合	教育・保育給付認定兼施設等利用給付認定変更申請・届出書（第8号様式）及び添付書類
○ 住所・世帯などが変更になった場合	
○ 標準時間内で保育利用時間に変更がある場合	時間変更届

◆ 御不明な点は、お住まいの地域の区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室子育て推進担当までお問い合わせください。